

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

発 行

目 次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則	（人事課）	一
○職業能力開発校規則の一部を改正する規則	（産業人材対策課）	一
○東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則	（同）	二
○東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則	（農業振興課）	二
○養ほつ振興法施行細則の一部を改正する規則	（畜産課）	三
○港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則	（港湾課）	七
○港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（同）	九
○県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	（住宅課）	一二

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第一項の表宮城県仙台塩釜港湾事務所の項中、「及び松島港」を、「石巻港区を除く。」

に改め、同表宮城県石巻港湾事務所の項中、「石巻港」を、「仙台塩釜港（石巻港区に限る。）」に改め

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十一号

職業能力開発校規則の一部を改正する規則

職業能力開発校規則（昭和四十九年宮城県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第十条及び第十一條並びに職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号）

附則第一条」を、「職業訓練に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第一号）第五条及び第六条」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第8条関係)

第 号

修了証書

氏 名
生年月日

上の者は本校において職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定による次の職業訓練を修了したことを証する。

職業訓練の種類

訓練課程

訓練科の名称

総訓練時間

年 月 日

宮城県立 高等技術専門校長 氏 名 印

(注) 用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の職業能力開発校規則の規定による様式第一号については、当分の間、改正後の職業能力開発校規則の規定によるものとみなす。

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十二号

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

東日本大震災に伴う農業高等学校の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十三号

東日本大震災に伴う農業高等学校の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に伴う農業高等学校の寄宿舎料等の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十四号

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則

養ほう振興法施行細則(平成十二年宮城県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

養蜂振興法施行細則

第一条中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改め、「昭和三十年法律第八十号」の下に「以下、法」といふ。」を加え、「養ほう振興法施行条例」を「養蜂振興法施行条例」に改める。

第二条第二項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

第六条中「条例第七条第三項」を「法第九条第一項」に改める。

第七条第一項中「第九条」を「第八条」に改める。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第一号(第2条関係)

養蜂飼育届

年 月 日

宮城県知事 殿

住所

電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法第3条第1項の規定により、養蜂飼育届を下記のとおり届け出ます。

記

1 年1月1日現在養蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数

2 年養蜂飼育計画

飼育場所	飼育予定最大計画蜂群数	飼育期間
		1月 1日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで

注意(1) 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入する。

(2) 飼育場所は、字、番地まで記入すること。

(3) 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ使用する。

様式第2号(第2条関係)

蜜蜂飼育変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法第3条第3項の規定により、下記のとおり届出事項の変更がありましたので、届け出ます。

記

1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数
変更前	
変更後	

2 年蜜蜂飼育計画

飼育場所	飼育予定最大計画蜂群数	飼育期間
変更前		1月 1日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
変更後		月 日から 月 日まで

様式第3号(第3条関係)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名

下記のとおり転飼したいので、養蜂振興法第4条第1項の規定による許可を申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼養管理者住所氏名
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

注意(1) 転飼しようとする場所は、字、番地まで記入すること。

(2) 本申請に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ使用する。

注意(1) 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入する。
(2) 飼育場所は、字、番地まで記入すること。
(3) 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ使用する。

様式第四号中「みつばち」を「蜜蜂」に改める。
様式第五号から様式第七号までを次のように改める。

様式第5号（第5条関係）

転飼成績報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法施行条例第3条の規定により、下記のとおり成績を報告します。
記

転飼場所	蜂群数	転飼期間	蜂蜜生産量	蜜ろう生産量	ローヤルゼリー生産量
		月 日から 日まで			
		月 日から 日まで			
		月 日から 日まで			

注意(1) 転飼場所は、字、番地まで記入すること。
(2) 本報告に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ使用する。

様式第 6 号 (第 6 条関係)

(表)

第 号	職名	氏名
	養 蜂 飼 育 検 査 員 証	
	年 月 日	
	印	
	宮城県知事	

(裏)

(報告及び立入検査)

第九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に
 関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所
 事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の
 状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、
 若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければ
 ならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第十三条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

養蜂振興法抜粋

用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横8.5センチメートルとする。

様式第 7 号 (第 7 条関係)

蜜蜂転飼届

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法施行条例第 8 条の規定により、蜜蜂転飼届出書を提出します。
記

転飼しようとする場所	左の土地所有者名 住所 氏名	最大計画 蜂群数	転飼期間	飼養管理者 住所 氏名
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 日まで	

注意(1) 転飼しようとする場所は、字、番地まで記入すること。
 (2) 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ使用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の養ほつ振興法施行細則の規定による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、
当分の間、改正後の養ほつ振興法施行細則の規定によるものとみなす。

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十五号

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則

港湾施設等管理条例施行規則(昭和三十八年宮城県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

港 湾 施 設 載 荷 重 制 限 表

港 名	施 設 名	制限載荷重 (t / m ²)	港 名	施 設 名	制限載荷重 (t / m ²)	
仙台塩釜 (仙台港区)	中野ふ頭岸壁	2.0	仙台塩釜 (石巻港区)	日和1万トン岸壁	1.5	
	雷神ふ頭岸壁	1.5		日和1千トン岸壁	1.5	
	高松ふ頭船だまり岸壁	1.5		日和1万5千トン岸壁	2.0	
	高松ふ頭岸壁	2.0		中島1万5千トン岸壁	1.5	
	高砂物揚場	0.5		中島2千トン岸壁	1.5	
	高砂ふ頭岸壁	2.0		中島1千トン岸壁	1.5	
	向洋ふ頭岸壁	2.0		大手2千トン岸壁	1.5	
	中野1号上屋	2.5		大手5千トン岸壁	1.5	
	高砂1号上屋	2.0		南浜大型棧橋	1.0	
	高砂2号上屋	2.0		門脇棧橋	2.0	
	高砂コンテナ1号上屋	2.0		仲町物揚棧橋	1.5	
	高砂コンテナ2号上屋	2.0		右岸物揚護岸	2.0	
	仙台塩釜 (塩釜港区)	貞山ふ頭1号岸壁		3.0	仙台塩釜 (松島港区)	大曲 - 3.0m物揚場
貞山ふ頭2号岸壁		2.0	大曲 - 2.0m物揚場	1.0		
貞山ふ頭3号棧橋		2.0	大手1号上屋	3.0		
貞山ふ頭4号棧橋		2.0	大手2号上屋	3.0		
貞山物揚場		2.0	大手3号上屋	3.0		
東ふ頭岸壁		1.0	中島1号上屋	2.0		
中ふ頭東側岸壁		1.5	雲雀野中央ふ頭1号岸壁	2.0		
中ふ頭西側棧橋		1.0	雲雀野中央ふ頭2号岸壁	2.0		
中ふ頭前面棧橋		1.0	雲雀野北ふ頭岸壁	2.0		
中ふ頭東側棧橋		1.5	仙台塩釜 (気仙沼)	東浜棧橋		1.0
東中ふ頭間物揚場		1.0		松島突堤物揚場		1.0
中ふ頭港橋前物揚場		1.0		福浦島物揚場		1.0
西ふ頭棧橋		1.5	気仙沼	朝日ふ頭 - 7.5m 1号岸壁	1.5	
西ふ頭東側物揚場		1.0		朝日ふ頭 - 7.5m 2号岸壁	1.5	
西ふ頭東側棧橋		1.0		朝日ふ頭 - 7.5m 3号岸壁	1.5	
西ふ頭浮棧橋		0.5		朝日ふ頭 - 4.5m 1号岸壁	1.5	
東宮ふ頭棧橋		1.5		朝日ふ頭 - 4.5m 2号岸壁	1.5	
要害物揚場		0.5		朝日ふ頭 - 4.5m 3号岸壁	1.5	
東宮物揚場		0.5		朝日ふ頭上屋	3.0	
清水物揚場		0.5	女川	石浜3千トン岸壁	3.0	
花淵物揚場		1.0		石浜3号ふ頭岸壁	3.0	
吉田浜物揚場		1.0		石浜2号物揚場	1.5	
吉田花淵浜物揚場		1.0		上記以外の全域の係留施設	1.0	
石浜(桂島)物揚場		1.0		荻浜	荻浜物揚場	0.5
石浜棧橋		0.5	突堤物揚場		0.5	
石浜北物揚場		1.0	小積物揚場		1.5	
千賀の浦旅客物揚場		1.0	雄勝	立浜 - 1.5m物揚場	2.0	
レジャー用小型船舶物揚場		0.3		立浜物揚場	2.0	
中の島棧橋		0.5		大浜 - 2.0m物揚場	0.5	
牛生棧橋		1.0		唐桑物揚場	1.5	
代ヶ崎清水棧橋		0.5		水浜物揚場	1.5	
代ヶ崎物揚場		1.0	金華山	上記以外の全域の係留施設	1.0	
代ヶ崎船だまり物揚場		1.5		全域の係留施設	1.5	
小浜物揚場	1.0	御崎	全域の係留施設	1.0		
貞山ふ頭1号上屋	2.0		表浜	表浜物揚場	1.5	
貞山ふ頭2号上屋	2.0	仙台塩釜 (石巻港区)		南浜1万トン岸壁	1.5	
中ふ頭上屋	3.0			南浜5千トン岸壁	1.5	
西ふ頭上屋	2.0		潮見1千トン岸壁	1.5		
西ふ頭2号上屋	2.0					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十六号

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則（平成十二年宮城県規則第百五十一号）の

一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

港 湾 区 域

港湾名	区 域
仙台塩釜 (仙台港区)	御殿崎(北緯38度16分40秒,東経141度3分11秒)から97度6.620mの地点まで引いた線,同地点から209度3,480mの地点まで引いた線,同地点から277度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 ただし,漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)の規定により指定された松ヶ浜漁港の区域を除く。
仙台塩釜 (塩釜港区)	腕崎(北緯38度21分5秒,東経141度3分57秒)から117度5.600mの地点まで引いた線,同地点から109度に引いた線,唐戸島南端から254度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに蒲生北開門以北の貞山運河水面 ただし,漁港漁場整備法の規定により指定された桂島漁港,野々島漁港,浜田漁港及び須賀漁港の区域並びに塩釜港漁港区域のうち,地藏島灯台(北緯38度19分21.67秒,東経141度4分15.76秒)から301度30分3,521mの地点から60度30分286mの地点まで引いた線,同地点から355度80mの地点まで引いた線,同地点から54度425mの地点まで引いた線,同地点から115度1,300mの地点まで引いた線,同地点から152度30分1,780mの地点まで引いた線,同地点から263度30分2,045mの地点まで引いた線,同地点から273度744mの地点まで引いた線,同地点から359度30分に引いた線及び陸岸に囲まれた海面を除く。
仙台塩釜 (石巻港区)	下台三角点(1.9m)(北緯38度24分44秒,東経141度14分15秒)から161度3,900mの地点まで引いた線,同地点から83度5,800mの地点まで引いた線,同地点から0度1,480mの地点まで引いた線,同地点から265度360mの地点まで引いた線,同地点から5度1,405mの地点まで引いた線,同地点から349度30分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに東内海橋及び西内海橋下流の旧北上川河川水面,北北上運河左岸及び南北上運河右岸と定川右岸及び左岸との各交差点を結んだ線から下流の定川河川水面及び釜入江水面
仙台塩釜 (松島港区)	高城川右岸川口突端(北緯38度22分24秒,東経141度4分18秒)から127度590mの地点まで引いた線,同地点から168度2,500mの地点まで引いた線,同地点から235度360mの地点まで引いた線,同地点から296度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
女川	大貝崎から赤根崎南端を見通した線及び陸岸により囲まれた海面。ただし,漁港漁場整備法の規定により指定された女川漁港,塚浜漁港,竹浦漁港,桐崎漁港,飯子浜漁港及び野々浜漁港の区域を除く。
荻浜	狐穴崎から割石崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
雄勝	丁名崎西南端から大磯崎東端に引いた線及び陸岸により囲まれた海面。ただし,漁港漁場整備法の規定により指定された雄勝漁港,明神漁港,小島漁港及び水浜分浜漁港の区域を除く。
金華山	船着場突堤基部を中心として半径800mの円内の海面
気仙沼	気仙沼市字三の浜一番地先南端海岸(北緯38度52分37秒,東経141度36分30秒)から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川最下流鉄道橋下流の河川水面。ただし,漁港漁場整備法の規定により指定された気仙沼漁港の区域を除く。
御崎	磯崎(北緯38度51分33秒,東経141度40分5秒)から234度27分200mの地点まで引いた線,同地点から145度350mの地点まで引いた線,同地点から70度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別表第2(第3条関係)

港 湾 施 設 載 荷 重 制 限 表

港 名	施 設 名	制限載荷重 (t/m ²)	港 名	施 設 名	制限載荷重 (t/m ²)
仙台塩釜 (仙台港区)	中野ふ頭岸壁	2.0	仙台塩釜 (石巻港区)	大手2千トン岸壁	1.5
	雷神ふ頭岸壁	1.5		南浜大型栈橋	1.0
	高松ふ頭船だまり岸壁	1.5		貯木場南側護岸	1.0
	高松ふ頭岸壁	2.0		港口部東護岸	1.0
	高砂ふ頭岸壁	2.0		東水路北側護岸	1.0
	向洋ふ頭岸壁	3.0		西水路北側護岸	1.0
仙台塩釜 (塩釜港区)	貞山ふ頭1号岸壁	3.0	仙台塩釜 (松島港区)	定川護岸	1.0
	貞山ふ頭2号岸壁	2.0		門脇栈橋	2.0
	貞山ふ頭3号栈橋	2.0		仲町物揚栈橋	1.5
	貞山ふ頭4号栈橋	2.0		右岸物揚護岸	1.0
	貞山物揚場	2.0		中瀬護岸	1.0
	東ふ頭岸壁	1.0		左岸護岸	1.0
	中ふ頭東側岸壁	1.5	仙台塩釜 (松島港区)	東浜栈橋	1.0
	中ふ頭西側栈橋	1.0		松島突堤物揚場	1.0
	中ふ頭前面栈橋	1.0		福浦島物揚場	1.0
	中ふ頭前面栈橋取付護岸	1.0		上記以外の全域の係留施設及び護岸	0.5
	東中ふ頭間物揚場	1.0	気仙沼	朝日ふ頭 - 7.5m 1号岸壁	1.5
	中ふ頭港橋前物揚場	1.0		朝日ふ頭 - 7.5m 2号岸壁	1.5
	西ふ頭栈橋	1.5		朝日ふ頭 - 7.5m 3号岸壁	1.5
	西ふ頭東側物揚場	1.0		朝日ふ頭 - 4.5m 1号岸壁	1.5
	東宮ふ頭栈橋	1.5		朝日ふ頭 - 4.5m 2号岸壁	1.5
	要害物揚場	0.5		朝日ふ頭 - 4.5m 3号岸壁	1.5
	東宮物揚場	0.5	女川	小々汐護岸	1.0
	清水物揚場	0.5		梶ヶ浦護岸	1.0
	花洲物揚場	1.0		朝日護岸	1.0
	吉田浜物揚場	1.0		女川	石浜3千トン岸壁
石浜(桂島)物揚場	1.0	上記以外の全域の係留施設及び護岸	1.0		
東宮浜護岸	0.5	荻浜	全域の係留施設, 防潮堤及び護岸	1.0	
千賀の浦旅客物揚場	1.0				雄勝
仙台塩釜 (石巻港区)	南浜1万トン岸壁	1.5	金華山	全域の係留施設, 防潮堤及び護岸	
	南浜5千トン岸壁	1.5			
	潮見1千トン岸壁	1.5			
	日和1万トン岸壁	2.0			
	日和1千トン岸壁	1.5			
	日和1万5千トン岸壁	2.0			
	中島1万5千トン岸壁	1.5			
	中島2千トン岸壁	1.5			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十七号

県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅条例施行規則（平成九年宮城県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則（第一条）」を 「第一章 総則（第一条）」に、

「第三十八条」を「第三十九条」に改める。

第一章の次に次の一章を加える。

第二章の二 整備の基準

（位置の選定）

第一条の二 県営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤・通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

（敷地の安全等）

第一条の三 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

（住棟等の基準）

第一条の四 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

（住宅の基準）

第一条の五 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化

を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

（住戸の基準）

第一条の六 県営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、二十五平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同様以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

（住戸内の各部）

第一条の七 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

（共用部分）

第一条の八 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

（附帯施設）

第一条の九 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

（児童遊園）

第一条の十 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応

じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならぬ。

(集会所)

第一条の十一 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならぬ。

(広場及び緑地)

第一条の十二 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならぬ。

(通路)

第一条の十三 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならぬ。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

(委任)

第一条の十四 この章に定めるもののほか、県営住宅等の整備の基準に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第二条の見出し及び同条中「第六条の二第一項第二号」を「第六条第二項第一号イ」に改め、同条第三号中「から三級までのいずれか」を「又は二級」に改める。

第二条の二(見出しを含む。)中「第六条の二第一項第三号」を「第六条第二項第一号ロ」に改める。

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二の次に次の一条を加える。

(条例第六条の二第一項第三号に規定する障害の程度)

第二条の三 条例第六条の二第一項第三号に規定する障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 身体障害 第二条第一号に規定する程度

二 知的障害 次号に規定する精神障害の程度に相当する程度

三 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項の表に定める一級から三級までのいずれかに該当する程度

第四条第三号中「第六条の二第一項第二号から第八号まで」を「第六条の二第一項第一号及び第三号から第五号まで」に改める。

第三十九条の表第二条の三の項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

様式第一号から様式第三号までの規定中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。